

平成 28 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊
(コード番号 1417 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 桐山 学
(電話番号 03-6807-3124)

2021 年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 13 日開催の当社取締役会において、2021 年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、半世紀以上にわたる情報通信インフラの構築技術をベースに「総合エンジニアリング&サービス会社」として企業価値の向上と持続的な成長を図るため、事業領域の拡大と経営基盤の強化に努めております。

近年、当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。主力事業である情報通信分野においては、固定と移動、通信と放送の融合による多彩なサービスが拡大しつつあり、また、移動体通信分野においては、新しい通信技術の導入や新たな周波数帯でのサービス開始などが期待されています。加えて、当社グループの主たる取引先である通信事業各社は、IoT 時代におけるビジネスモデルの変革やグローバル化を進めております。

さらに、新エネルギーの多様なエネルギー環境の変化や、2020 年に向けた社会インフラの再構築などに加え、IoT 時代に向けたクラウド、オフィスソリューションに対する需要の高まり等が社会イノベーションの動きとなり、新たな成長市場を生み出しております。

このような状況のもと、当社グループは事業ポートフォリオの構造転換を基本戦略に掲げ、国内における ICT ソリューション事業、環境・社会イノベーション事業における事業領域の拡大に加え、本年 6 月にはシンガポールを中心に LAN 配線等の設計・施工・保守等を行う Lantrovision(S)Ltd を買収するなどグローバル事業の拡大も推進しております。

当社グループは、今後とも、持続的な成長に向けた戦略的な投資を行い事業領域の拡大を推進するとともに、既存事業の生産性向上と事業運営の効率化を進め、財務面においては資金調達手段の多様化、健全な財務体質の維持、自己株式取得による資本効率の向上を図り、経営基盤を強化してまいります。

本新株予約権付社債の発行は、積極的な成長投資、資本効率の向上、健全な財務体質の維持を通じて企業価値の向上を図ることを目的として決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による手取金約 165 億円については、以下の通り充当することを予定しています。

- ①平成 28 年 6 月に実施した Lantrovision(S)Ltd 社買収に関わるブリッジローンの返済資金として平成 28 年 12 月末までに約 139 億円を充当する予定です。
- ②自己株式取得資金として平成 29 年 3 月末までに約 25 億円を充当する予定です。なお、本新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得の

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

ために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場動向等によっては、買付金額が上記の金額に達しない可能性があります。その場合は、買付金額との差額は運転資金に充当します。

③残額については、平成 28 年 12 月末までに当社子会社の長期借入金返済に充当する予定です。

【本新株予約権付社債を発行するにあたっての当社の狙い】

当社は、健全な財務体質の維持と資本効率の向上に資する点を重視するとともに、既存株主にも配慮した結果、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- ①ゼロ・クーポンでの発行となるため、金利コストの最小化が図られること。
- ②本新株予約権付社債には、3 年目以降に 120%コールオプション(いわゆるソフト・コール条項)が付されており、株価が一定期間にわたり転換価額を一定割合を超えて上昇した場合には当社の選択により 2019 年 12 月 29 日以降に繰上償還できることから、株式への転換を促進して資本拡充を図ることができること。
- ③本新株予約権付社債には、ソフト・マダトリー条項(取得条項)が付されており、2021 年 8 月 31 日以降に事前の通知を行うことで株価が転換価額を下回る状況でも当社の判断で一定の資本拡充を図ることができ、将来の財務体質の改善が期待されること。
- ④時価を上回る水準に転換価額を設定することで、株式への転換は、将来の株価上昇等の局面で進捗するものと想定されることから、転換後の 1 株当たり価値の希薄化が抑制できること。

【自己株式取得について】

本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」及び「自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載の通り、当社は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得する株式の総数の上限を 250 万株、取得価額の総額の上限を 25 億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、さらに取得する株式の総数を上記取得枠と同数とする事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得を平成 28 年 12 月 14 日に行うことを決定いたしました。また、事前公表型自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式取得により取得した株数が取得する株式の総数の上限に満たない場合には、同日以降についても市場買付けにより機動的に自己株式の取得を継続していく予定です。なお、上記自己株式取得には本新株予約権付社債発行による発行手取金の一部を充当する予定です。上記自己株式取得により取得する株式の総数の上限は当社の平成 28 年 11 月 30 日時点の発行済株式総数(自己株式を除く。)の約 3.06%に相当し、当該自己株式取得により資本効率の向上を図ることが可能となります。

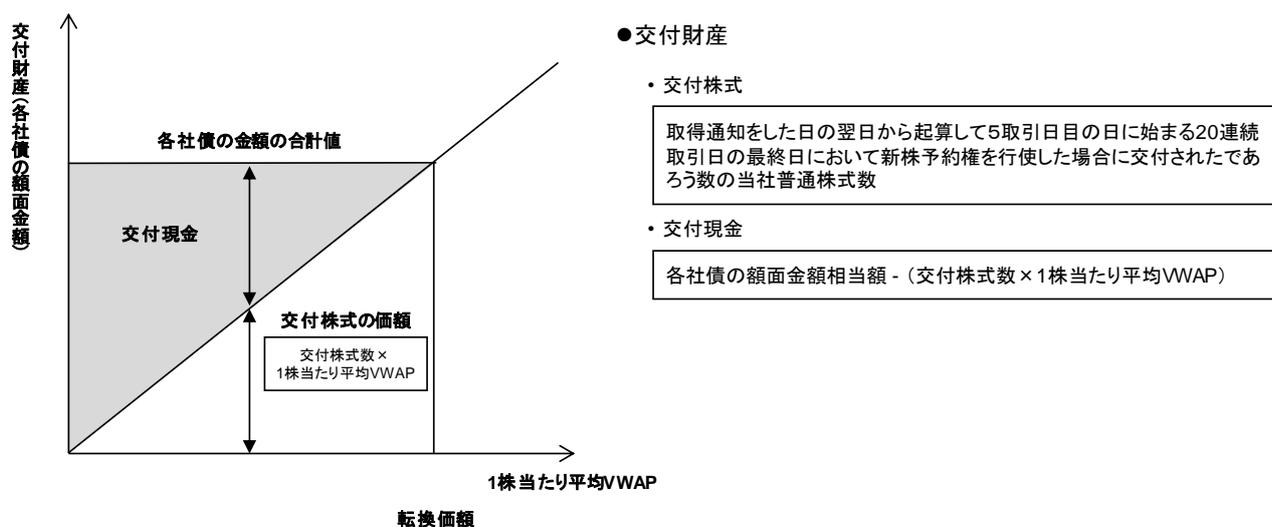
【ソフト・マダトリー条項】

本新株予約権付社債には、いわゆるソフト・マダトリー条項(取得条項)が付されています。これにより、当社は、当社の裁量により、2021 年 8 月 31 日以降に、一定期間前までの事前通知を行ったうえで、本新株予約権付社債につき(i)取得通知をした日の翌日から起算して 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日の最終日において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式、及び(ii)各本新株予約権付社債権者の保有する本社債の額面金額相当額から(i)の株式数に 1 株当たり平均 VWAP を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1 円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

- ・ 1 株当たり平均 VWAP：当社が取得通知をした日の翌日から起算して 5 取引日目の日に始まる 20 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考) ソフト・マンドトリー条項(取得条項)のイメージ



記

1. 社債の名称 株式会社ミライト・ホールディングス 2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本社債の払込金額 本社債の額面金額の100.5%
3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
4. 本社債の払込期日(発行日) 2016年12月29日
5. 募集に関する事項
 - (1) 募集の方法 Mizuho International plc 及びその他の買取引受人(以下「幹事引受会社」と総称する。)の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。但し、買付の申込みは買取契約書(下記6.(4)(ロ)に定義される。)の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われる。
 - (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) 本社債の額面金額の103.0%
6. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2) 本新株予約権の総数 3,300個。なお、各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
 - (3) 本新株予約権の割当日 2016年12月29日
 - (4) 本新株予約権の行使の際

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社代表取締役社長が、2016年12月13日の当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と Mizuho International plc 及びその他の当事者との間で締結される社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書(以下「買取契約書」という。)の締結日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に、1.0を乗じた額を下回ってはならない。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (6) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

2017年1月12日から2021年12月16日の銀行営業終了時(いずれもルクセンブルク時間)までとする。但し、本社債が下記7.(4)(ロ)に定める事由に基づき繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、下記7.(5)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、消却される時まで、下記7.(6)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に消却のために引渡される時まで、また、当社が本社債につき下記7.(7)に定める事由に基づき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2021年12月16日(ルクセンブルク時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7.(5)記載の当社による本新株予約権付社債の

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

取得の場合、取得通知の翌日から下記 7. (5) 記載の取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記 7. (4) (ロ)③に定義される。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から 14 日以内のいずれかの日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の東京における 2 営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における 3 営業日前の日)(その日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日)(その日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
- (8) 本新株予約権の行使請求受付場所
- (9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の所定の営業所

当社が組織再編等を行う場合において、本社債に基づく当社の義務が承継会社等(以下に定義する。)に承継される場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、下記(ロ)記載の条件で本新株予約権に代わる承継会社等の新株予約権を交付させることができるものとする。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)に従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下の通りとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。なお、転換価額は、上記(4) (ハ)と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(当日を含む。)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日(当日を含む。)までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7.(5)と同様に取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (10) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、本新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

7. 本 社 債 に 関 す る 事 項

- (1) 本 社 債 の 総 額 165 億 円
- (2) 各 本 社 債 の 額 面 金 額 5 百 万 円
- (3) 本 社 債 の 利 率 本 社 債 に は 利 息 を 付 さ ない。
- (4) 償 還 の 方 法 及 び 期 限

(イ) 満期償還

2021 年 12 月 30 日に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(ロ) 繰上償還

① 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に有効な上記 6. (4)記載の転換価額の 120%以上であった場合、当該 20 連続取引日の末日から 15 日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部(一部は不可)を 2019 年 12 月 29 日以降、本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② 税制変更による繰上償還

当社は、本社債に関する支払に関し下記(11)(イ)により追加金支払義務が発生したこと又は発生することを Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上、残存する本社債の全部(一部は不可)を 2016 年 12 月 30 日以降、本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

③ 組織再編等による繰上償還

(i)本新株予約権に代わり承継会社等の新株予約権が本新株予約権の新株予約権者に交付されない当社と他の会社との合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)の提案がなされた場合、(ii)本社債に基づく当社の債務が承継会社等に承継されない株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)の提案がなされた場合、(iii)上記 6. (9)(ロ)記載の条件と異なる承継会社等の新株予約権が、本新株予約権の新株予約権者に交付される組織再編等の提案がなされた場合、又は、(iv)組織再編等の効力発生日において承継会社等の普通株式につき上場されること若しくは引き続き上場が維持されることを想定していない旨の当社代表取締役社長が署名した証明書を、当社が当該組織再編等の発生日又はその前に、Mizuho International plc に対して交付している場合、当社は本新株予約権付社債の所持人に対して繰上償還日から 30 日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。)に残存する本社債の全部(一部は不可)を当該組織再編等が株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)で承認されることを条件として、以下の償還金額に下記(11)(イ)に基づく追

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6. (4) (ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする(但し、償還日が 2021 年 12 月 17 日から 2021 年 12 月 29 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会が不要な場合は、取締役会)における、(i)当社と他の会社との合併、(ii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iii)株式交換若しくは株式移転、又は(iv)日本法に定められたその他の組織再編行為(本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。)の承認決議の採択を総称していう。

④ 上場廃止による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により、当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も、当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。但し、償還日が 2021 年 12 月 17 日から 2021 年 12 月 29 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)に下記(11)(イ)に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイズアウト事由(下記⑥に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本④の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイズアウト事由が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

場合には、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に下記(11)(イ)に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

⑤ クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、下記通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の 10% 未満になった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部(一部は不可)を 2016 年 12 月 30 日以降 2021 年 12 月 29 日までの期間中、本社債の額面金額の 100%で繰上償還することができる。

⑥ スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は当社普通株式の上場が廃止されることが想定される株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由が生じた日から 14 日以内に)本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記③記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする。但し、償還日が 2021 年 12 月 17 日から 2021 年 12 月 29 日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)に下記(11)(イ)に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

⑦ 当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知(下記(5)に定義する。)を行った場合、以後他の上記①乃至⑥の事由に基づく繰上償還の通知又は下記(5)に基づく取得通知を行うことはできない(但し、当社普通株式が取得期日(下記(5)に定義する。)において東京証券取引所に上場されておらず、下記(5)に基づく取得通知が無効となる場合はこの限りではない。)

また、当社が上記③若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記④(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記①、②又は⑤に基づく繰上償還の通知又は下

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(10) 本社債に係る担保又は保証 本社債には担保又は保証は付さない。

(11) 特 約

(イ) 追加金の支払

本社債に関する支払につき、日本国又は日本国内のその他の課税権者により課せられる現在又は将来の公租公課を源泉徴収又は控除すべきことを法により要求される場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収後の支払額が当該源泉徴収がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債(以下に定義する。)又は外債に係る保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本新株予約権付社債にも同等の比率で及ぶ場合、又は Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. がかかる担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと認めるか若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保若しくは保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。

上記における「外債」とは、当社が発行する Bonds、ノート又はディベントチャーにより表章される債務(日本法上の社債に該当し、償還期限が発行日から1年を超えるものをいう。)のうち、(i)日本円以外の通貨建てのもの、又は(ii)日本円建てで、当初、その元本総額の過半が、当社により又は当社の承諾を得て日本国外で募集若しくは販売されるものであり、かつ、(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券市場、店頭市場又はその他の類似の証券市場で、取引相場があり、上場され若しくは通常取引がされているもの又はそれが予定されているものをいう。

8. 上 場 該当事項なし。

9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。

10. 取 得 格 付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

11. その他本新株予約権付社債の発行に関する必要事項は、当社の代表取締役社長及び当社の代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する買取契約書に定めるところによる。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による手取金約 165 億円については、以下の通り充当することを予定しています。

①平成 28 年 6 月に実施した Lantrovision(S)Ltd 社買収に関わるブリッジローンの返済資金として平成 28 年 12 月末までに約 139 億円を充当する予定です。

②自己株式取得資金として平成 29 年 3 月末までに約 25 億円を充当する予定です。なお、本新株予約権付社債の払込日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場動向等によっては、買付金額が上記の金額に達しない可能性があります。その場合は、買付金額との差額は運転資金に充当します。

③残額については、平成 28 年 12 月末までに当社子会社の長期借入金返済に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績や配当性向などにも配意しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本的な方針としており、配当の決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	87.30 円	136.58 円	44.65 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	20 円 (10 円)	30 円 (15 円)	30 円 (15 円)
実績連結配当性向	22.9%	22.0%	67.2%
自己資本連結当期純利益率	6.7%	9.5%	3.0%
連結純資産配当率	1.5%	2.1%	2.0%

(注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定であるため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	処分株式数	処分価額	処分価額の総額	摘要
平成28年9月30日	358,100株	1株につき1,086円	388,896,600円	(注)

(注)業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」の導入により、受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して行われる第三者割当による自己株式の処分であります。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	941円	898円	1,335円	911円
高 値	1,079円	1,413円	1,491円	1,150円
安 値	754円	857円	736円	827円
終 値	904円	1,344円	896円	1,094円
株 価 収 益 率 (連 結)	10.23倍	9.84倍	20.07倍	—

(注)1. 平成29年3月期の株価については、平成28年12月12日現在で表示しております。

2. 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

3. 株価収益率は、決算期末の時価総額(自己株式を除く)を当期純利益(連結)で除した数値です。なお、平成29年3月期については未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に関する買取契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の代表であるMizuho International plcの事前の書面による同意なく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券若しくは当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等、又は株式等の全部若しくは一部を直接若しくは間接に移転するデリバティブ取引等の締結(但し、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社又は当社子会社及び当社関連会社の取締役及び従業員向けのストックオプション等の付与、信託銀行への自己株式の処分、ストックオプション等の行使による当社普通株式の発行、株式分割による当社普通株式の発行、その他適用法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。